

とともに、それらのリサイクルを含め、適正な処理のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

3 家庭から排出されるものを含め、医療系廃棄物の適正処理の一層の推進の方策の検討に努めること。

4 廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する立場からテポジット制度等の経済的手法について製品毎の特性や実態を踏まえながら検討すること。

5 いわゆる事業系一般廃棄物の発生抑制方策につき検討し、必要な措置を講ずること。

6 市町村が一般廃棄物処理計画に従って委託を行った一般廃棄物の処理に起因する環境汚染については、当該市町村の責任において必要な措置が講じられるよう努めること。

7 必要な廃棄物処理施設の確保のため、公共関与による施設整備の促進などを含め、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図ること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内でできる限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

8 産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつ、その普及拡大を図る方策を検討すること。

9 排出事業者が信頼できる処理業者を的確に選択することができるよう、処理業者に係る情報提供のシステムを充実すること。

10 産業廃棄物の更なる適正処理を図るため、不法投棄に関与した土地所有者責任の徹底、廃棄物処理基準の改正等による自社処分に対する規制強化等について早急に検討すること。

11 既に廃止されたものを含め、焼却施設や最終処分場周辺の土壤及び地下水に係る汚染の実態を把握し、結果を公開するとともに、環境回復措置に努めること。

12 広域的処理に係る特例制度の施行に際しては、不適正処理が生じないよう厳格に運用し、適正処理の確保に万全を期すること。

13 廃棄物の不法投棄等を防止するため、地方公共団体の担当職員や地方に配置する環境省職員の増員等、体制整備に努めること。

衆議院環境委員会
平成15年5月23日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

1 政府一丸となって循環型社会の実現を期すため、環境省等関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係法を有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方について検討すること。

2 市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について、実態を速やかに把握すると

14 産業廃棄物税等については、その目的、税収の使途等について、全国的な観点から検討を行い、法律としての整備も視野に入れ、早急に結論を得ること。

15 廃棄物行政の実施に当たっては、国と地方公共団体が連携を密にし、一体となって取り組むよう十分配慮すること。特に、環境省による報告徴収及び立入検査の権限行使に際しては、連携を十分に確保すること。また、地方公共団体の施策のうち全国的に行うことが効果的なものについては、国において導入を検討すること。